The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | いわゆる潜在的受影者説をめぐって |
| Author(s) | 西畑, 宏紀; 田中, 太一 |
| Citation | 日本語・日本文化研究. 2024, 34, p. 129-143 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/101320 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# いわゆる潜在的受影者説をめぐって

西畑　宏紀・田中　太一

## 1. はじめに

日本語受身文研究の伝統において、動作主がニ格で標示される受身(以後、ニ受身)の主語(の指示対象)は、原則として有情者でなければならないという制約(いわゆる有生性制約)があるとする通念が広く共有されている(松下 1930、金水 1991 等)。例えば(1)の非情物主語のニ受身が不自然であることがその根拠として挙げられる。一方、(2)のように動作主をニヨッテで標示する受身(以後、ニヨッテ受身)にはその種の制約は存在しない。

(1) *ノーサイドの笛が主審に吹かれた。　(益岡 1987:192)

(2) ノーサイドの笛が主審によって吹かれた。　(益岡 1987:193)

ただし、ニ受身の有生性制約はあくまで原則であり、多くの研究で原則の例外となる非情物主語ニ受身の存在が指摘されている。現代において最も包括的な受身文の研究史を提供する川村(2012)は従来の研究を踏まえつつ、非情物主語ニ受身が成立する場合を、①擬人化タイプ(例：秋の野の露に置かるる女郎花はらふ人無み濡れつつやふる（後撰 275）)、②潜在的受影者タイプ(例:大切なお金が泥棒に盗まれたよ。)、③発生状況描写タイプ(例:瓢箪が木に吊るされて、風に吹かれている。)、④属性叙述受動文タイプ(例:この種の推理小説は、日本の作家には一度も書かれたことがない。)、⑤《行為者》不特定タイプ(例:あの定理は、誰かに証明されたはずだ。)の五つに類型化している[1]（なお、以上の括弧内の例文は全て川村(2012)からの挙例である)。本稿はこのうちの潜在的受影者タイプにかんする研究史を整理しつつ、それぞれの研究を批判的に検討することを通して、潜在的受影者という概念の適用方法や適用範囲を精緻化することが目的である。

本論に入るまでに、まず、ニ受身の類型における潜在的受影者タイプの位置づけを簡単に確認しておきたい。日本語学での受身研究においては、ニかニヨッテかという動作主マーカーの別に対応する振る舞いの相違が関心の中心になってきたこともあり、ニ受身は有情者(基本的には主語の指示対象)への心理的影響を表すという見解(さらには、主語に立つ有情者や非情物への物理的な影響はニ受身の表す意味とはみなさないという見解[2])が一定の影響力を持ってきた(益岡 1991、天野 2001、川村 2012 等)[3]。ここでの心理的影響は「太郎が先生に褒められた。」等の有情者主語の受身だけではなく、非情物主語受身である擬人化タイプや潜在的受影者タイプにも共通に認められるものだと見なされている。擬人化タイプは文中の主語が擬人化され、受影者とみなされているという点で分かりやすい。一方、「大切なお金が泥棒に盗まれたよ。」のような潜在的受影者タイプの主語の指示対象は、話者にとってもあくまで非情物(モノ)として捉えられているのであり、(お金の所有者など)文中に明示されない主体が受影者として想定されている。文中にあらわれない存在者が分

析に持ち出されるという点で、潜在的受影者タイプはニ受身の類型の中で異質である。さて、明らかに非情物が主語であるにも関わらず、有情者への影響が表されていると分析される潜在的受影者タイプの存在は、そのような分析が妥当であるならば、ニ受身の表す意味に非情物への物理的影響を認めないという立場(益岡 1991、天野 2001、川村 2012、等)を採ることに動機を与えるものだと言える。つまり、そのような立場にとって、潜在的受影者説は、非情物主語ニ受身の成立を有情者の存在に訴えることで説明するという重要な役割を有しており、その分析の妥当性を問うことは重要な作業であると考えられる。

次に、潜在的受影者説に関する研究史を大掴みに概観し、本稿が次節以降で特に詳しく検討する先行研究(天野 2001、武田 2014、三原 2019)の位置付けを確認しておく。潜在的受影者という概念を提唱した益岡(1991)は、この概念を「受影受動文の表面には現れないけれども、その受動文が叙述している事象から何らかの影響を受ける存在」（益岡 1991:197)と規定している。しかし、天野(2001)も指摘するように、潜在的受影者がどのような場合に想定されるのかは益岡は詳述しておらず、この概念の適用基準は不明瞭であった。この問題は潜在的受影者タイプを認める主要な論者の一人である川村(2012)でも踏み込んで論じられてはいない。一方で、天野(2001)は潜在的受影者が想定されるメカニズムや、その分析を適用できる範囲、また、潜在的受影者説の有効性を示す言語事実について、筆者らが知る限りでは、最も詳細に論じている研究である。続く研究では、天野の議論を吟味する形で潜在的受影者説を精緻化しようとする議論(武田 2014、三原 2019)が展開されている。しかし、武田や三原の議論では、天野が確認したはずの潜在的受影者説の有効性を却って損なわせるような、自己破壊的とも言える分析が無自覚の内になされていってしまったと言わざるを得ない。本稿では 2 節で天野の議論の概要とその研究史上の意義を確認した上で、3 節、4 節では潜在的受影者説の継承のされ方に着目しつつ天野以降の研究を批判的に検討する。

なお、本稿の筆者らはニ受身に有情者への心理的影響のみを認めるという立場を採用しているわけではない。潜在的受影者タイプについても、(場合によってはそのような存在が認められる可能性はあるだろうが、) あくまで主語の指示対象である非情物への影響が述べられているのだと考えている。このような筆者らの立場については田中(2019)を参照されたい。本稿では、潜在的受影説が抱える根本的問題には踏み込まず、このような道具立てを理論において有効に機能させるための手立てを検討することに注力する。

## 2. 天野(2001)の概要とその研究史上の意義

本節では潜在的受影者説を精緻化する議論の嚆矢として位置づけられる天野(2001)の議論を確認する。天野は益岡(1991)によって提案された潜在的受影者説を、非情物主語ニ受身が有生性制約に反して成立する理由を説明するための分析と捉えた上で、潜在的受影者がどのような場合にどのようなメカニズムで想定されるのかを論じている。まず、天野が

考える潜在的受影者が想定されるメカニズムを簡単に確認する。天野はニ受身の《基準的意味》を「受影者に対する受影性(＝心理的影響)」であると規定し、この《基準的意味》に近づけて非情物主語ニ受身を解釈するという創造的な解釈によって潜在的受影者という文中に明示されない有情者の存在が想定されるのだと主張している。

天野は以上のような見解のもと、潜在的受影者を想定する際の手がかりについても詳細に論じている。天野によれば、潜在的受影者はニ受身の主語となるガ格名詞句の指示対象であるモノと関連を持つ人物が読み込まれることで想定され、潜在的受影者が想定可能なガ格名詞句は㋐所有物(例:その手紙は、太郎に破られた。)㋑身体部分(例:自慢の髪型が、友人に褒められた。)㋒行為を表す名詞(例:過酷な労働が、上司に強要された。)㋓非特定的な関連人物を喚起させるもの(例:この街は K 大佐に破壊された。)の四つに分けられる(なお、以上の括弧内の例文は全て天野(2001)からの挙例である)。㋐㋑の場合はガ格名詞句が表すモノの所有者、㋒の場合はガ格名詞句が表す行為の主体(以上の例では労働者)、㋓の場合は非特定ではあるがガ格名詞句のモノと関連を持っていた人物(以上の例では街の住民等)が潜在的受影者として想定される。天野はここまでの整理を踏まえ、ニ受身のガ格名詞句について「受動文で表される事象以前にその人物が関わるモノであるということが必要である。」(天野 2001:6)と、もう一歩踏み込んだ主張を行っている。この見解を支える証拠が(3)(4)の容認度の相違である。

(3) ?#[4]穴が、知らない男に掘られた。 (天野 2001:6)

(4) 庭が、知らない男に掘られた。 (天野 2001:6)

天野によれば「穴」は「掘る」という行為の結果生じる対象であり、行為以前の関係者(所有者等)を想定できず、潜在的受影者が想定されない。そのため「穴」が主語である(3)は不自然なのである。対して、「庭」は「掘る」という行為以前からの所有者が容易に想定でき、その所有者が潜在的受影者となる解釈が得られるため、(4)は自然である。また(5)(6)(7)も、ガ格名詞句の指示対象(「ノーサイドの笛」「臭い煙草」「赤とんぼ」)が文が表す事象の結果として生じるものであるため、事象の生起以前から関連する人物を潜在的受影者として想定できず、ニ受身が成立し難いという説明が与えられている。

(5) ?ノーサイドの笛が主審に吹かれた。 (天野 2001:6)

(6) ?臭い煙草が、商談相手に吸われた。 (天野 2001:6)

(7) ?赤とんぼが、有名な山田耕作に作られた。 (天野 2001:6)

このように、天野は非情物主語ニ受身が自然に成立するかどうかが、ガ格名詞句と事象生起以前から関係を持つ潜在的受影者を想定できるか否かと対応すると考えられることを根拠に、潜在的受影者が非情物主語ニ受身成立の説明装置として有効であることを示している。天野の議論は、日本語受身文の研究史において、非情物主語ニ受身の成立要因として潜在的受影者に訴えることの有効性を初めて具体的に示そうとしたものであると評価できる。

天野の成果を踏まえた潜在的受影者説にかんする研究は、大きく二つの流れに分類できる。一つは天野の議論では掬いきれない潜在的受影者タイプの存在を指摘するものであり（武田 2014）、もう一つは、属性叙述受動文に潜在的受影者説を適用する可能性を検討するものである（和栗 2005、三原 2019）。次節以降ではこれらの研究の妥当性を検討する。

## 3. 潜在的受影者を聞き手とみなす議論の検討

### 3. 1. 武田（2014）の概要とその問題点

武田は、ニ受身の基準的意味に近づけて文を解釈する過程で潜在的受影者が想定されるという天野の見解を継承しつつ、天野の議論では掬いきれない潜在的受影者タイプの存在を指摘することで、潜在的受影者説の一層の精緻化を試みている。武田の議論は、一見、受影者が想定し難い例であっても、非情物主語ニ受身には何らかの形で潜在的受影者が存在するという方針を採っていることにその特徴がある。本節では武田の議論がいくつもの問題を抱えていることを指摘する。

まず、武田の主張を確認したい。武田は「バーミヤンの石仏」や「サンゴ礁」といった所有者の明らかでないモノが主語となる（8）（9）のような例では、ガ格名詞句の表すモノと事象生起以前から関係を持つ人物（近隣の観光従事者、等）が受影者として想定されるのではない解釈があることを指摘し、このようなタイプをバーミヤンタイプと名付けた。武田は結論としてこのタイプの潜在的受影者は文の聞き手であると主張している。

（8） バーミヤンの石仏がタリバンに破壊された。（武田 2014：108）

（9） サンゴ礁が心無いダイバーに傷つけられた。（武田 2014：109）

既に確認したように天野ではガ格名詞句の指示対象であるモノと文で表される事象の生起以前に関連を持つ人物でなければ、潜在的受影者として想定し難いとされていた。バーミヤンタイプの受影者が聞き手であるという主張が仮に正しければ、聞き手は必ずしもガ格名詞句の指示対象と、もともと関連を持つ人物であるわけではないため、バーミヤンタイプは天野の枠組みにとっては例外的な現象であるということになる。それでは、武田において、聞き手が受影者であるという主張がどのように展開されているかを以下の引用部[5]で確認したい。

> 天野（2001）が指摘するようにニ受身の《基準的意味》は「受影者に対する受影性（＝心理的影響）」であり、「バーミヤンの…」はニ受身である以上、非情物主語であっても、《基準的意味》に近づけて解釈する必要があり、聞き手は無理やりにでも有情の受影者を想定する必要が生じる。そのため、このニュースを聞いた人は自らが受影者となる解釈によって、《基準的意味》に合わせてこの文を受け止める道を開くのである。確かに、この文を聞く以前には当該事態と直接何の関連もなかった聞き手が、この文を聞いた途端に、突如、受影者になるという解釈には異論もあろう。しかし、事

態に直接関係のある当事者を強引に想定し、その非特定な人物が影響を受けたという解釈をするより、この文の聞き手が、《基準的意味》に基づき何がしかの心理的影響を受けたという読みをする方が自然ではないだろうか。このタイプの文は特定の受影者が想定できない事態について敢えて非情物主語ニ受身文を用い、潜在的受影者を暗示することによって、「この事態は万人が受影者の立場に立ち、万人が皆衝撃を受けてしかるべきなのだ」という話者の事態把握を述べる文なのである。

（武田 2014:110）

この議論は妥当なものだろうか。まず、聞き手が受影者となるという主張には潜在的受影者説が全てのニ受身に適用されてしまう可能性を排除できていないという問題が挙げられる。というのも、聞き手は通常の言語使用には必ず存在しているからである。実際、天野において潜在的受影者を補いにくく、不自然であるとされた(10)～(13)のニ受身においても、聞き手が存在するという想定のもとで容認性判断を行うことは自然であるように思われる。しかし、聞き手を具体的に想定したところでそれにより容認度が向上するわけではない。もし特定の潜在的受影者が想定し難い場合に、聞き手自らが受影者となるという理屈が妥当なものであるのなら、(10)～(13)の諸例がバーミヤンタイプと同じ理屈で自然になるという予測を導いてしまうが、この予測は事実に反する。

(10)?#穴が、知らない男に掘られた。　＝(3)

(11)?ノーサイドの笛が主審に吹かれた。　（天野 2001:6）

(12)?臭い煙草が、商談相手に吸われた。　（天野 2001:6）

(13)?赤とんぼが、有名な山田耕作に作られた。　（天野 2001:6）

以上のような例における非情物主語ニ受身の不自然さを潜在的受影者の有無と結びつけて説明したことに天野説の意義があったことを踏まえると、武田の分析は天野が確認した潜在的受影者説の有効性を却って損なわせるものになっていると言わざるを得ないだろう。

以上の問題点を踏まえ、武田の議論に改訂を加えることで、聞き手が受影者になるという主張を維持したまま、無限定に潜在的受影者説が適用されてしまうという問題を回避する可能性を検討したい。武田はバーミヤンタイプを「「この事態は万人が受影者の立場に立ち、万人が皆衝撃を受けてしかるべきなのだ」という話者の事態把握を述べる文」（武田 2014:110）として特徴づけている。この点を受けて、聞き手が受影者になるという分析の適用範囲を「万人が皆衝撃を受けてしかるべき」事態について述べる場合のみに限定するということにすれば、全てのニ受身に潜在的受影者説が適用されてしまうという問題を回避すること自体は可能だろう。しかし、このように考えるのであれば、単に事態から衝撃を受けてしかるべき人一般を受影者と見なせば良く、聞き手を受影者と見なす必要はない。仮に聞き手が衝撃を受けてしかるべき人一般に含まれるとしても、まさに聞き手であることを根拠として受影者の資格を持つとは言えないからである。例えば、「(あなたは)

財布が知らない人に盗まれているよ。」という発話においては、聞き手である「あなた」が潜在的受影者であると通常みなされるはずだが、ここでの「あなた」は財布の所有者であり、事象から被害を受ける当事者であるために受影者とみなされるのであり、聞き手であるから受影者とみなされるわけではない。

では、なぜ武田は聞き手が受影者になると論じたのであろうか。武田はバーミヤンタイプについて聞き手に憤りを強要するような表現であると述べており、このような直感から聞き手が受影者となるという結論を導いたのだと考えられる。しかし、そもそも憤りの念を受影性の一種と考えることには問題がある。例えば「太郎のお金が次郎に盗まれたよ。」という発話の話し手や聞き手は倫理に悖る行為をした「次郎」に憤りの念を感じることがあるだろう。しかし、この時お金の所有者ではない話し手・聞き手の心理的変化(憤り)は受影性とはみなされず、受影者はお金の所有者である太郎だと分析されるのが普通である。つまり、憤りを抱く者であれば必ず受影者の資格を持つわけではないのである。また、仮に聞き手が憤りの念を抱かなくとも(あるいは話し手が聞き手に憤りを抱かせる意図がなくとも)、バーミヤンタイプのニ受身は自然に成立するように思われる。実際、「あなたにはどうでも良いと思うけど、バーミヤンの石仏がタリバンに破壊されたよ。」という発話は自然である。このことからすれば、聞き手の憤りの有無はバーミヤンタイプの成立の可否を説明する要因にはならないと言える。武田の議論は聞き手が抱く憤りの念をバーミヤンタイプの特徴としつつも、聞き手の有無や憤りの有無とニ受身成立の対応関係を示すような議論を提示しておらず、根拠となる言語事実が示されていないという問題を抱えている。

本節の最後に、受身文の研究史を踏まえつつ、武田が潜在的受影者説の非情物主語ニ受身成立の説明装置としての役割を見落としてしまった理由を指摘する。まず、ニ受身の基準的意味は「受影者に対する受影性(＝心理的影響)」であるという天野の見解を自明のものと捉え、バーミヤンタイプを含む非情物主語ニ受身には潜在的受影者が何らかの形で存在するということを前提として議論を進めた点を挙げることができる。そのため、何らかの形で存在するはずの受影者の存在を突き止めることが武田にとっての課題となり、非情物主語ニ受身が成立することへの説明を与えるという問題意識が失われてしまったのだと考えられる。また、武田が潜在的受影者説を現象へ適用する動機についても注目したい。武田は自身の論の結論部分において「「潜在的受影者」という概念は、非情物主語ニ受身文について原則として、受影性があり、その受影性とは有情者が感得する影響に限るという立場を維持しつつ非情物主語ニ受身文を説明するために提唱された」(武田 2014:112)と述べ、自説の意義を「バーミヤンタイプにおける被影響も「有情者が感得する影響に限る」という立場を堅持」(武田 2014:112)したことにあるとしている[6]。武田がニ受身の表す意味は有情者の被る影響であるという、ある種理念的な主張を堅持することを動機に潜在的受影者説を用いたことには、以下の引用部から明らかなように川村(2012)の影響を見ること

ができる。

> ある次元では、バーミヤンタイプの受身文が被る被影響は、「主語者のモノが被る物理的被作用」といえる面を確かに持つ。しかしそれでは、川村(2012)が指摘する通り、「「(有情の)主語者」の感じる被影響感」と「モノ主語が被る物理的被作用」という、相当に異質な二つの意味に(〈被影響〉という)同じラベルを貼ることになり、理論的にはなるべく避けたい方向である。
>
> (武田 2014:112)

しかし、非情物主語ニ受身成立の説明装置としての有効性が確認できて初めて、潜在的受影者説は分析概念としての意味を持つのであり、理念的主張のためだけに潜在的受影者説を適用することは倒錯している。非情物主語ニ受身に根拠なしに潜在的受影者説を適用することは、モノへの物理的影響をニ受身に認めないという主張を根拠なく正当化しようとしているにすぎないだろう。

なお、李(2016)は武田の議論を踏まえて、バーミヤンタイプの受影者は聞き手でなく話し手であると主張しているが、武田を修正する根拠も、話し手を受影者とみなすことの根拠も挙げられていない。話し手も聞き手と同様に、通常の言語使用には必ず存在するため、話し手の存在の有無にニ受身成立の根拠を求めることはできない。この議論もまた武田と同じ問題を抱えていると言えよう。

### 3.2. 武田(2014)の問題の解決:バーミヤンタイプは天野(2001)の例外か

ここまでの検討から武田の議論は多くの問題を抱えていることが明らかとなった。本節ではバーミヤンタイプを天野の枠組み内で特徴づけられるかを検討し、潜在的受影者説に基づきつつ武田が抱えていた問題点を解消することを試みる。

議論の方針として、明確な受影者を想定せずともニ受身として自然に成立する文(バーミヤンタイプ)と明確な受影者を想定しないとニ受身として不安定な文を比較し、バーミヤンタイプの表現の特徴を確認する。そのうえで、バーミヤンタイプ成立の根拠を受影者の有無と結びつけて説明できるかどうかを考えたい。武田がバーミヤンタイプとして挙げる例は次のようなものである。

(14) バーミヤンの石仏がタリバンに破壊された。 =(8)

(15) 熱帯雨林が開発業者に乱伐された。 (武田 2014:112)

(16) 尾瀬の湿原が多くの観光者に踏み荒らされた。 (武田 2014:112)

(17) サンゴ礁が心無いダイバーに傷つけられた。 =(9)

武田も述べているように、バーミヤンタイプのガ格名詞句の指示対象はいずれも、特定の所有者を想定しにくいという共通点が指摘できる。しかし、所有者などが明らかでない同

じ名詞句（バーミヤンの石仏）をガ格に据えてニ受身を作っても、バーミヤンタイプの読みが自然に得られるとは限らないということが、(19)の例から確認できる。

(18) バーミヤンの石仏がタリバンに破壊された。　＝(8)

(19) #バーミヤンの石仏が修学旅行生の太郎に見られた。　（作例）

上記の例を比べると、(19)の方がニ受身として容認される文脈を想定し難い。(19)が自然な発話となる状況を考えるとするなら「観覧料をとることでお金を儲けている観光業者」等の明確な受影者が想定される文脈を補う必要があるという点でバーミヤンタイプと異なる。一方、(18)のバーミヤンタイプでは明確な受影者を想定する文脈を補わずとも自然に容認されるのは何故だろうか。

この問いに答える際に、「石仏の破壊」は「石仏の見学」とは異なり、石仏の社会的価値を損なわせる事象[7]であることに注目したい。自然や史跡が社会的価値のあるものとして捉えられる（ないし、提示される）限り、その背後には価値を認める主体（有情者）が認められていることになるだろう（あるモノに価値があると認定することができる主体は通常有情者に限られるはずである）。価値を認めているモノの価値が損なわれると、価値を認めている主体はその価値を享受できなくなるために、被害としての影響を被る（ないし、被り得る）。ここから、ガ格名詞句のモノに社会的価値が認定されている以上は、その価値が損なわれる事象がニ受身として問題なく成立し、そうでない事象を語る場合は、その事象と利害関係を持つ明確な有情者を想定しなければニ受身は成立しないと考えることができる。このような見解を採ることで、受影者の存在を根拠にバーミヤンタイプを説明することを正当化できる。

では、バーミヤンタイプにおいて、受影者が特定しにくいのはなぜだろうか。おそらくそれは、自然や史跡が社会的価値のあるものであることを受け入れていても、それらのモノから誰がどのような利益を享受している（ないし、し得る）のかは、日常的な感覚からは必ずしも明らかではないからである。あるモノを社会的価値を持つ対象として捉える際、必ずしも価値を享受する受益者が明らかになっているわけではない。実際、筆者も自然（サンゴ礁等）や史跡（石仏等）を重要なものとして丁重に扱うという現代社会における倫理を了解しているが、それが無くなると誰が困るのか、なぜそれらを保護する必要があるのか、という問いにはにわかには答え難い。この事情がバーミヤンタイプの受影者が不明確であることの理由であろう。このことはお金が盗まれるとその所有者の資産が減るといったわかりやすい利害関係が想定できる事例とは対照的である。即ち、バーミヤンタイプは、何者かが被害を被ったであろうことは理解できるが、誰がどのような被害を被ったかまでは判然としない状況でも用いられる点が特徴だと言えよう。なお、武田は、通常の潜在的受影者タイプは(20)(21)のように受影者を主題として明示した受身を作ることができるのに対し、バーミヤンタイプでは(22)(23)のように受影者を主題として明示した受身を作ることができないと指摘している。本節のここまでの議論を踏まえれば、バーミヤンタイプ

は主題として文中で明示できるような明確な受影者を話者が想定していないため、主題として特定の受影者を明示できないのだという説明を与えられる[8]。

(20) 太郎は大切なお金が泥棒に盗まれた。 (武田 2014:108)

(21) その会社の社員は過酷な労働が上司に強要された。 (武田 2014:109)

(22) ??考古学者はバーミヤンの石仏がタリバンに破壊された。 (武田 2014:109)

(23) ??観光業者はサンゴ礁が心無いダイバーに傷つけられた。 (武田 2014:109)

本節のここまでの議論から「お金の窃盗」のように被害者が明らかな場合でも、「石仏の破壊」のように被害者が一見明らかでない場合でも、誰かが価値が認めるものに、価値が享受できなくなる事態が生じた場合には、その影響に基づいて、ニ受身という共通の構文を用いることができるということが明らかになった。武田はバーミヤンタイプを通常の潜在的受影者タイプと区別する必要を強調するが、両者の相違は単に受影者が明確かどうかという程度の相違に過ぎない。バーミヤンタイプの潜在的受影者は、事態が生起する以前からガ格名詞句の指示対象に価値を認めていたと想定される有情者であり、天野の枠組内に適切に位置づけることが可能であると考えられる。

### 3.3. バーミヤンタイプを区別する文法的なテストの問題点

武田はバーミヤンタイプと通常の潜在的受影者タイプが文法的に異なる振る舞いを見せると主張しており、例えば、通常の潜在的受影響者タイプのニをニヨッテと交換すると不自然になるが、バーミヤンタイプのニをニヨッテに置き換えても自然であることを(25)と(27)の比較によって示している。

(24) 大切なお金が泥棒に盗まれた。 (武田 2014:108)

(25) ?大切なお金が泥棒によって盗まれた。 (武田 2014:108)

(26) バーミヤンの石仏がタリバンに破壊された。 =(8)

(27) バーミヤンの石仏がタリバンによって破壊された。 (武田 2014:108)

しかし、この議論は妥当でない。確かに(25)の例のお金の所有者が話し手自身であれば、ニヨッテの使用は据わりが悪いように思われるかもしれない。しかし、お金の所有者を変え「あの人の大切なお金が泥棒(に/によって)盗まれた。」のような文にすると、動作主ニヨッテ標示は極めて自然である。つまり、通常の潜在的受影者タイプでもニヨッテへの置き換えは可能であり、このテストはバーミヤンタイプの異質性を見る操作にはならないということである[9]。武田はバーミヤンタイプの文法的な振る舞いの異質性として、受影者を主題として明示できないという前節でみた特徴も挙げているが(例文(22)(23)を参照)、この点はバーミヤンタイプの受影者が明確ではないという点から説明可能であった。従って、本稿はバーミヤンタイプと通常の潜在的受影者タイプの相違は受影者が明確であるか否かという点に尽きると考える。

## 4. 属性叙述受動文の成立に潜在的受影者説を用いる議論の検討

### 4. 1. 天野・和栗論争[10]の総括：属性叙述受動文に潜在的受影者説を適用できるか

本節では、天野に端を発するもう一つの論点である、属性叙述受動文の成立に潜在的受影者説を適用できるかどうかという問題を検討する。

属性叙述受動文という類は、益岡(1982)が受影受動文とは別の非情物主語ニ受身として提唱したものである。益岡以外に川村(2012)も属性叙述受動文を無影響の受身として位置づけているが、一方で、天野は非情物主語ニ受身は属性叙述受動文であっても、潜在的受影者説に持ち込むことで心理的影響を表す受身文の一種として統一的説明が可能であると主張している。例えば、天野は益岡が属性叙述受動文とする(28)(29)について、ニ受身として成立しているのは、雑誌や商品の作り手が潜在的受影者として想定されているためだと言う。

(28) この雑誌は、10 代の若者によく読まれている。（益岡 1982：57）

(29) この商品は多くの人に親しまれている。（益岡 1991：192）

しかし、和栗(2005)は以下のように潜在的受影者を想定し難い属性叙述受動文が存在することを指摘し、天野の見解に疑義を述べている。

(30) 三上山は、手ごろなハイキングコースとして多くの市民に親しまれている。（和栗 2005：164）

和栗は(30)のガ格名詞句の指示対象である「三上山」は所有者等が想定しにくい自然の一部であるため、潜在的受影者を読み込むことは難しいとし、このような例を掬うことこそが属性叙述受動文という一類がたてられたことの意義であると述べる。本稿も属性叙述文とされる全ての例を潜在的受影者説で分析することは難しいと考えるという点では和栗に同意する。しかし、以上でみた和栗の指摘では、ガ格名詞句が自然のモノ（人工物ではないモノ）である場合に潜在的受影者を読み込めない例があることは示せているが、「雑誌」や「商品」のような人工物がガ格名詞句である非情物主語ニ受身は全て潜在的受影者説を適用できるという天野の主張自体を退けることまではできていない。和栗は「A 社のビールは、20 代の男性によく飲まれている。」のようなガ格名詞句の指示対象が人工物である例も属性叙述受動文として分析している。そのため、たとえガ格が人工物であっても潜在的受影者の存在とは無関係に成立する非情物主語ニ受身があることを正当化する議論を、和栗は提示する必要があったと言えるのである。

ガ格が人工物の場合であっても、その全てに潜在的受影者説を当てはめることはできないと考える根拠となるような現象は、既に益岡(1987)で指摘されている。益岡は(31)(32)の容認度の差を根拠に、属性叙述受動文が成立するか否かは「与えられた叙述が主題名詞句に対して何らかの有意味な属性を含意することができるかどうかにかかっている」（益岡 1987：189）と述べている。

(31) 啄木の素朴な短歌は、多くの人々に愛されている。（益岡 1987：189）

(32) *啄木の素朴な短歌は、花子に愛されている。　(益岡 1987:189)

ガ格名詞句が人工物であるために潜在的受影者が想定されるとする天野の見解では(32)が(31)と比較して不自然であるという事実を説明することができない。従って、属性叙述受動文の成立には潜在的受影者の存否とは独立のメカニズムが関与していることは認める必要があると考えられる。和栗(2008)や田中(2019)で展開される属性叙述受動文の成立メカニズムについては、本稿は立ち入らないが、両者はこの種のニ受身に有情者への影響を認めないという点では一致しており本稿もこの把握に従う。

天野が属性叙述受動文に潜在的受影者説を適用しようとしたのは、ニ受身について「できるだけ広範囲の事象を説明する原理の存在を模索する試み」(天野 2001:11-12)が必要だと考えているからであろう。天野は、広範囲の現象に潜在的受影者説を適用できることを示すため、非情物主語ニ受身の例に関して、可能な限り潜在的受影者タイプの解釈を与え、その上で統一的な説明を試みているように見受けられる。そのため、同じ語列に対して潜在的受影者タイプと属性叙述受動文の異なる二つの解釈がある可能性は検討されていない。しかし、川村が「田中氏の学説は多くの研究者に受け入れられている。」(川村 2012:68)という例においては田中を受影者とする受身（潜在的受影者タイプ）の解釈と田中への影響を表すわけではない属性叙述受動文の解釈の両方があると指摘しているように、本稿も、潜在的受影者タイプや属性叙述受動文といったラベルは語列それ自体にではなく、具体的な使用例（得られる個別の解釈）に対して付すべきものだと考える。そのため、属性叙述受動文の解釈が可能な語列に対して潜在的受影者タイプの解釈を行い、その解釈だけを分析の対象としてしまうと、(31)と(32)の容認度の相違が示唆するような非情物主語ニ受身の成立メカニズム(成立要因)を見落としてしまう。天野の議論はその点で非情物主語ニ受身成立の統一的な分析としては不十分であったと言わざるを得ない。

なお、和栗は言及していないが、天野も「三上山」がガ格名詞句となる(30)のような例に関しては、潜在的受影者を想定しにくいことを認めており、潜在的受影者説ではなく擬人化説から説明を試みていることには注意が必要である。天野は(33)の例を挙げ「自然物が人間の愛情の対象として捉えられ、擬人的に用いられている」(天野 2001:13)と主張し、この例を心理的影響を表す受身に位置づけている。

(33) この山は、外国人観光客に称えられている/愛されている。　(天野 2001:19)

しかし、この見解は疑わしい。というのも、能動文「多くの人がこの山を愛している。」の「山」が擬人化されているとは通常感じられず、愛情の対象となることが、モノが擬人化されていると判断することの直接的証拠になるとは考え難いからである。また、「この山は多くの研究者に調査されている。」のように愛情を表さない事象であっても属性叙述受動文のニ受身は成立するため、愛情を向けることが関わる事象かどうかがニ受身成立のポイントになっているとは考えにくい。さらに、(33)を元に「?この山は太郎に愛されている」のように行為者が太郎のような個人である例を作ると、外国人観光客が行為者であ

る(33)と比べて許容度が下がるように思われる。天野の見方に立てば、外国人観光客であれ太郎であれ、いずれも主体が対象へと愛情を向けるという関係は同様であるため、擬人化説ではこの容認度の差を説明することができない。従って、(33)のような例について擬人化説を用いて説明を与えることには無理があると考えられる。

### 4.2. 三原(2019)による潜在的認知者説の問題点

前節で確認したように、潜在的受影者説から属性叙述受動文を説明できないという和栗の指摘自体は的を射たものだと本稿では考える。一方で、三原(2019)のように、天野・和栗論争を踏まえ、潜在的受影者を潜在的認知者というより広範な概念として捉え直すことで、潜在的受影者タイプと属性叙述受動文を統一的に説明することを試みる論者も存在する。三原の議論は有情者主語ニ受身と非情物主語ニ受身の共通性を捉えることや、ニ受身の有生性制約といったニ受身の研究史上の問題からはある程度離れて、専ら潜在的受影者タイプと属性叙述受動文の共通性を指摘することを目的に潜在的受影者概念に改良を加えていることにその特徴がある。本節ではこの議論の妥当性を検討する。

三原は潜在的受影者概念について「潜在的受影者は、潜在的｛観察者/経験者/判断者…｝などを含む広範な範疇として捉えるべきであり、統合的に言えば「潜在的認知者」ということになる。」（三原 2019:68）と述べ、属性叙述受動文においては、文で描写される事態を認知する主体一般を潜在的認知者とみなすことができるとしている。例えば、(34)の属性叙述受動文においては「「だから三上山は市民の憩いの場だ」などと判断する人」（三原 2019:62）が潜在的認知者として想定できると主張する。

(34) 三上山は、手ごろなハイキングコースとして多くの市民に親しまれている。

（三原 2019:61）

この分析が妥当であれば、潜在的受影者タイプと属性叙述受動文の共通性を潜在的認知者が想定されているという点で捉えられるということになる。しかし、潜在的認知者概念は潜在的受影者タイプと属性叙述受動文を統一的に説明することを目的に設定された概念である以上、あくまでニ受身を特徴づけるための概念のはずだが、潜在的認知者がニヨッテ受身や能動文には存在しないことを三原は示していない。また、文の話し手は文が表す事態を認知していることが普通であり、文が表す事態を認知する主体が存在するという特徴は属性叙述受動文に特有のものではないと思われる[11]。そのような主体を持ち出す分析を認めてしまうと、潜在的認知者はニヨッテ受身や能動文を含む全ての文に指摘できることになってしまい、ニ受身を特徴づける概念として機能しなくなってしまう。

また、いわゆる潜在的受影者が必ずしも文が表す事態の認知者ではない例が存在することも、潜在的認知者説の問題点として指摘することができる。ニ受身の受影者がその影響に気づいていなくてもよいことは既に先行研究で指摘されており（金水 1991 等）、例えば、(35)における潜在的受影者の「太郎」が文の表す事態を認知している必要はない。そのた

め、潜在的受影者である「太郎」は三原の言う潜在的認知者とは言い難く、潜在的受影者を潜在的認知者として捉え直すことは概念的な問題がある。

(35)(太郎について)大切なお金が泥棒に盗まれたが、そのことに気付いていない。

(作例)

なお、三原(2019:67) では、受影者が影響に気づいていないような例の存在についても触れている。三原はその場合の受影性について「主体が直接体験しているものではなく、表現者によって付与されている」(益岡 2000:62)という益岡の見解に同意し、受影性を付与する表現者を潜在的認知者と見なし得ると考えているように見受けられる。しかし、能動文やニヨッテ受身においても、通常、文が表す事態を認知している表現者(話し手)は存在するのであり、表現者(話し手)としての潜在的認知者の存在からニ受身を特徴づけることはやはり難しい。

このように、潜在的認知者という概念が無限定に適用されてしまう可能性を三原は排除できていない。そのため潜在的認知者説は、非情物主語ニ受身の成立を説明できないばかりでなく、ニヨッテ受身や能動文にないニ受身の特徴を示すものとしても機能しないと思われる。

## 5. 小括

ここまでの議論を通して、天野を承けて展開された武田や三原の議論はいずれも、非情物主語ニ受身が成立する理由を説明するという潜在的受影者の本来の役割を見落としていることを指摘した。これらの分析は、潜在的受影者説の説明力を損なわせるばかりでなく、ニ受身の意味を有情者への心理的影響と考える立場にとって足掛かりとなる言語事実を見失わせてしまうというより大きな問題を孕んでいる。

ある分析概念が各論者の手を渡っていく中で、徐々に当初の目的が前景化されなくなっていくという過程は研究史の展開の一つとして往々にしてあり得ることだろう。そのような過程を経て分析概念がより説明力の高いものになっていく事例も考え得る。しかし、こと潜在的受影者概念に関して言えば、特定の言語事実を説明するという肝心の側面が見落とされている現状があり、この概念が要請された背景をもう一度、顧みる必要があると考えられる。

## 6. おわりに

本稿では、天野(2001)を起点として、武田(2014)、和栗(2005)、三原(2019)と、潜在的受影者説をめぐる諸論を検討し、主に研究史における分析概念の継承という観点から批判的分析を行った。最後に筆者ら自身の立場から、天野(2001)の分析枠組みである《基準的意味》を用いた分析が抱える問題を検討することを通じて、意味分析においては、抽象的な知識と具体的な知識の両方を捉える必要があることを指摘する。

2 節でも述べたように、天野が設定するニ受身の《基準的意味》は「受影者に対する受影性(＝心理的影響)」である。非情物主語ニ受身はこの《基準的意味》に引きつけて、言い換えれば「ニ受動文をベースとし、無生物主語のニ受動文をターゲットとする類推」(天野 2001： 9)によって解釈を与えられることになる。ここで、《基準的意味》の身分が問題になる。天野の記述からすれば《基準的意味》はそれ自体が（メタファーにおける、ソースとターゲットのように）一定の可変性を有するものであるようにも思われるが、実際にはそのような可能性は検討されていない。潜在的受影者が心理的影響を受ける主体として要請されることからすると、むしろ、ニ受身全体に当てはまるスキーマ的意味として指定されていると考えられる。

このことは、天野(2001:11)が他動詞文の《基準的意味》として「主体が事態に関与する」という規定を与えていることからも見て取れる。天野は(36)が他動詞文として成立する理由について、この《基準的意味》に引きつけて（つまり、その事例として）解釈可能であるからだと説明しているが、それでは(37)が不自然になることが説明できない。この《基準的意味》は具体事例の解釈に用いるにはスキーマ性が高すぎるのである。

(36) 私たちは、空襲で家財道具を焼いた。　（天野 2001:10）

(37) ??ポチは、空襲で小屋を焼いた。　（作例）

それに対し、ニ受身の《基準的意味》はモノへの物理的影響を認めることができないものであり、具体性が高すぎるものである。構文の意味を適切に捉える枠組みは、典型的な用法から拡張的な用法が現れる仕組みを有するものでなければならない。《基準的意味》のような全ての事例に当てはまる（とされる）意味と、その事例となる具体性の高い意味、またそのような具体性の高い意味同士の関係に注目することが、重要だと言えるだろう。

**参考文献**

天野みどり(2001)「無生物主語のニ受動文:意味的関係の想定が必要な文」『国語学』52:1-15.

川村大(2012)『ラル形述語文の研究』くろしお出版.

金水敏(1991)「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164:1-14.

松下大三郎(1930)『標準日本口語法』中文館書店.

益岡隆志(1982)「日本語受動文の意味分析」『言語研究』82:48-64.

益岡隆志(1987)『命題の文法』くろしお出版.

益岡隆志(1991)『モダリティの文法』くろしお出版.

益岡隆志(2000)『日本語文法の諸相』くろしお出版.

武田素子(2014)「「潜在的受影者」説の精密化」『日本語文法』14:105-113.

田中太一(2019)「日本語受身文を捉えなおす:〈変化〉を表す構文としての受身文」森雄一・西村義樹・長谷川明香（編）『認知言語学を紡ぐ』343-365.くろしお出版.

三原健一(2019)「属性叙述受動文の描く世界」『京都ノートルダム女子大学研究紀要』49:59-69.

李藝(2016)「非情物主格・行為者ニ標示受動文について：コーパス上の実例に基づく一考察」『神戸外大論叢』66:19-40.

和栗夏海(2005)「属性叙述受動文の本質」『日本語文法』5:161-179.

---

[1] 川村(2012:68)は、先行研究において非情物主語ニ受身とされてきたもののうち、擬人化タイプ、潜在的受影者タイプを〈被影響〉の受身に、他の三タイプを〈無影響〉の受身（心理的影響を表さない受身）に分類している。なお、川村は最終的には受身を「〈被影響〉を表す〔ラレル〕形述語文」(川村 2012:110)と定義する立場を採用するため、〈無影響〉である発生状況描写タイプ、属性叙述受動文タイプ、《行為者》不特定タイプ、は川村が規定するところの受身文からは除外されることになる。

[2] 川村(2012)は、ニ受身を〈被影響〉という意味的特徴によって規定する立場に立った上で、「「主語者のモノが被る物理的被作用」は〈被影響〉の中に入らない。もし敢えて、「モノ主語が被る物理的被作用」をも「〈被影響〉」だと認めるとすれば、「(有情の)主語者の感じる被影響感」と「モノ主語が被る物理的被作用」という、相当に異質な意味に同じラベルを張ることとなり、「〈被影響〉」の中身が混質的になる。」(川村 2012:79) と述べている。

[3] このニ受身が表す心理的影響は益岡では受影性、川村では被影響と言われており、両概念が意味するところは概ね一致している。

[4] 天野 (2001) における「#」の記号は複数文を比較したときに相対的な許容度が低い例であることを示すものである。

[5] 武田(2014)からの引用箇所における「、」は原文においては「,」である。

[6] 武田は論文の要旨においては潜在的受影者説は「非情物主語ニ受身文の成立根拠を説明する装置」(武田 2014:105) として提唱されたと述べている。

[7] 武田(2014:111)でも、バーミヤンタイプは社会的な価値をもつものの損失を語る表現だと言われている。

[8] 武田はバーミヤンタイプが受影者を明示できない理由については特に説明を与えていない。なお、(22)(23)は「考古学者」や「観光業者」が特定の被害者となるような文脈を想定すれば自然な文になり得る。バーミヤンタイプの特徴は、このような明確な受影者を話者が想定できていなくてもよいという点にある。

[9] 潜在的受影者説とはニ受身がニヨッテ受身とは異なる意味を持つという前提のもとで提唱されたものである。バーミヤンタイプのニ受身がニヨッテ受身と意味の点で近接していることを示そうとするテストなのであれば、ニヨッテへの置換可能性を示すことは、有効かもしれないが、武田はニ受身にしかない受影性の意味に重点を置いて自身の議論を進めているはずであり、置換可能性から何を示そうとしているのかが明らかでない。

[10] この表現は三原(2019)が、天野と和栗の間でなされた議論を「天野・和栗論争(？)」(三原 2019:61)と呼んでいることに倣ったものである。

[11] 三原は、属性叙述受動文を「潜在的認知者にとってのアフォーダンスを有する文」(三原 2019:67)と特徴づけている。本稿では三原による属性叙述受動文の特徴づけの妥当性自体については検討しない。